

## 日本平文化観光推進協議会会則

### (名称)

第1条 本会は、日本平文化観光推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「法」という。）第11条の規定により、法第12条に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に関して、静岡市日本平地域における文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域計画に基づく事業（以下「文化観光推進事業」という。）の実施に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織及び役員)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関、団体をもって組織し、会長（1名）、副会長（1名）の役員を置く。

### (委員)

第5条 協議会の委員は、第4条の各機関、団体が選出した者等とし、会長が委嘱する。

### (役員を選任)

第6条 会長は、静岡県副知事をもって充てる。

- 2 副会長は、会長が委員の中から指名する。

### (役員及び委員の任期)

第7条 役員及び委員の任期は、協議会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、その限りではない。

### (役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故のとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (顧問等)

第9条 協議会に、第3条の事業の推進と円滑な執行のため、助言、意見等を行う顧問等を置くことができる。

- 2 顧問等は、必要に応じ会長が指名する。

(協議会)

第10条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開会し、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして表決を委任した者は、出席委員の数に加えることができる。
- 3 協議会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則の制定及び変更に関すること。
  - (2) 地域計画の作成及び変更に関する事項
  - (3) 文化観光推進事業の申請及び実施に関する事項
  - (4) 協議会の予算、決算及び文化観光推進事業の評価に関する事項
  - (5) その他協議会に係る事項に関すること。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、協議会の委員、顧問以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 会長が認めた場合は、書面により、第4項の議決をすることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局長は、静岡県スポーツ・文化観光部理事（文化担当）をもって充てる。
- 3 事務局長は、協議会の円滑な運営を補佐するため、別表に掲げる機関、団体等の実務担当者で組織する運営委員会を開催することができる。

(解散)

第12条 協議会は、第2条に規定する目的が達せられたとき、協議会の議決によって解散する。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。ただし、重要な事項は、協議会に諮るものとする。

附 則

この会則は、令和6年5月27日から施行する。

## 別表

(機関・団体)

区分	機関・団体
自治体	静岡県
	静岡市
文化観光拠点施設	静岡県舞台芸術公園
	静岡芸術劇場
	静岡県立美術館
	ふじのくに地球環境史ミュージアム
文化観光推進事業者	(公財) 静岡県文化財団
	(公財) 静岡県舞台芸術センター
	(公社) 静岡県観光協会
	(公財) するが企画観光局
	(一財) 静岡新食文化共創機構